

II その他工作物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

(1) 煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔等その他これらに類するものおよび高架水槽の新設、増築または改築

景観形成基準

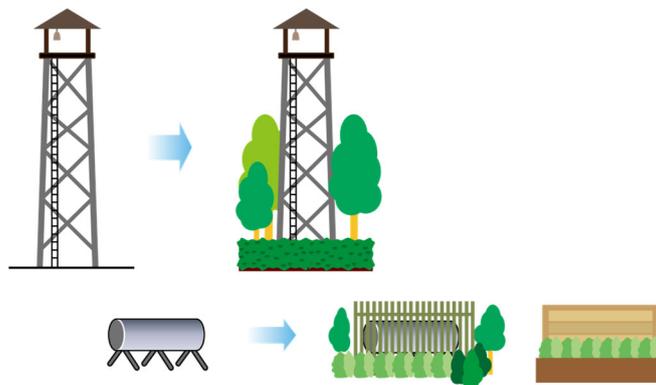
- ①敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- ②原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。
- ③汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。
- ④敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
- ⑤樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に活かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
- ⑥敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。
- ⑦できるだけすっきりした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。
- ⑧必要に応じて、常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。
- ⑨植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
- ⑩工作物の最高部までの高さは、13m以下とすること。なお、公共公益上やむを得ない場合については、以下に掲げる(あ)から(お)までの眺望景観に関する措置を講じ、景観影響調査を実施し、草津市景観審議会の意見を聴いて、やむを得ないと認められる場合は、これによらないことができるものとする。
 - (あ) 工作物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。
 - (い) 中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、工作物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩等を総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。
 - (う) 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つ等して、特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。
 - (え) 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、工作物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。
 - (お) 中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、工作物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。

II その他工作物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

○ 必要に応じて、常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図る。

- 工作物の規模や形態が周辺の景観に大きな影響を与える場合は、周囲に常緑種の中高木を配すことにより、その影響を和らげましょう。
- 常緑の樹木で修景することにより、季節を問わず工作物の遮へい効果を生みだすことができます。



○ 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにする。

- 中景域および遠景（対象物から視点場までの距離がおおむね 2.0 km～5.0 km）から眺望した際に、背景に独立した山がある場合は、工作物の規模はその山の特徴的なシルエットの妨げにならない規模にしましょう。

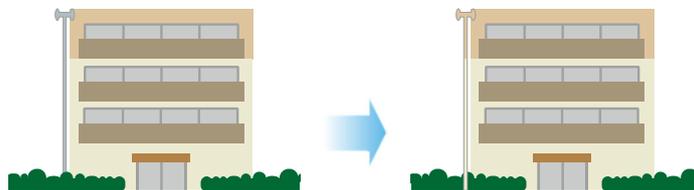


Column

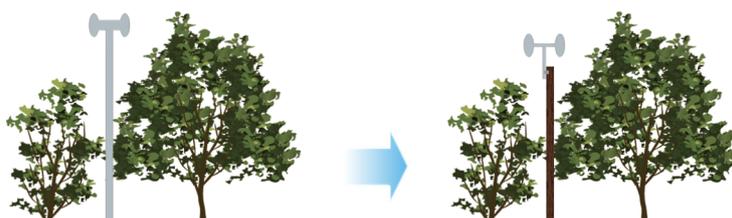
～基地局等におけるデザインの工夫例～

● 周辺の景観に溶け込むデザイン

- 隣接する建築物の色に合わせた塗装



- 周辺の木々に溶け込む擬木塗装



II その他工作物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

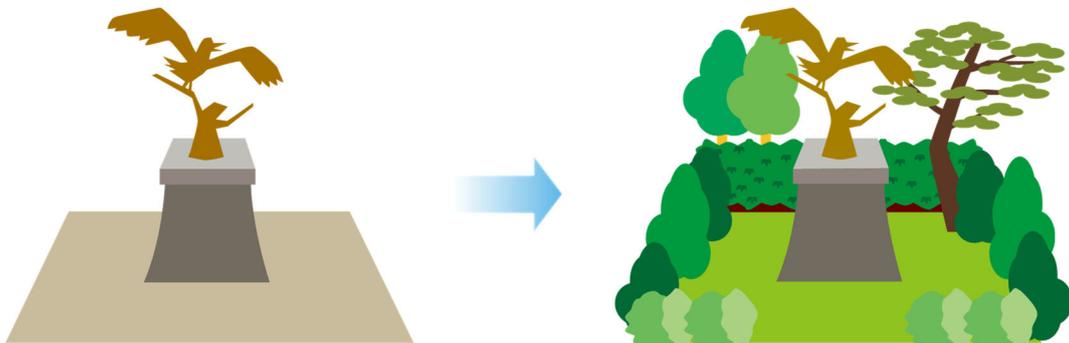
(2) 彫刻その他これに類するものの新設、増築または改築

景観形成基準

- ①敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- ②原則として、湖岸道路から2m以上後退すること。
- ③琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。ただし、芸術性または公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等にあつては、この限りでない。
- ④汀線、内湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。
- ⑤周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。
- ⑥樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林またはヨシ原等が敷地に内にある場合は、これらの修景に活かすよう配慮すること。
- ⑦原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、湖岸および湖岸道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講ずること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に措置されるものは、この限りでない。
- ⑧植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに周辺景観との調和が得られる樹種とすること。
- ⑨大規模建築物等に該当する当該工作物については、(1)⑩による。

○ 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図る。

- ・ 彫像等が周辺の景観と調和していない場合は、植栽を配す等の配慮をしましょう。



II その他工作物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

(3) 汚水または排水を処理する施設の新設、増築または改築

景観形成基準

- ①敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- ②原則として、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以上の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。
- ③汀線、湖岸および湖岸道路のから後退してできる空地には、特に緑化に努めること。
- ④敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
- ⑤樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に活かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
- ⑥敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。
- ⑦平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。
- ⑧けげげしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。
- ⑨敷地外周部は生垣等で緑化し、施設を敷地外から容易に望見できないようにすること。
- ⑩常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。
- ⑪植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

○ 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮する。

- ・平滑な大壁面は、周囲に圧迫感を与えやすいので、棟を分けたり屋根をずらしてかける等、工作物のボリューム感を軽減させるような意匠にしましょう。



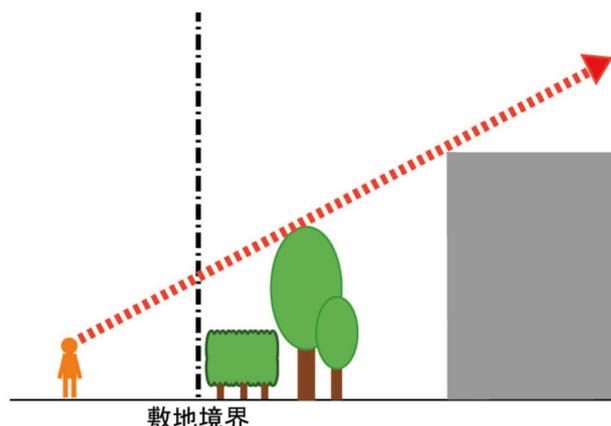
単調で大きな壁面により、長大さを感じます。

建築物の棟をわけたり、屋根をずらしてかけるなど、建築物のボリューム感を低減させた例。

小規模な建築物が分散して建っている例。

○ 敷地外周部は、生垣等で緑化し、容易に望見できないようにすること。

- ・大規模な工作物は周囲に圧迫感や威圧感を与えやすいので、遮へい効果を生み出すよう敷地境界付近に生垣等の植栽を配して周辺景観への配慮をしましょう。



敷地境界

II その他工作物等に係る基準

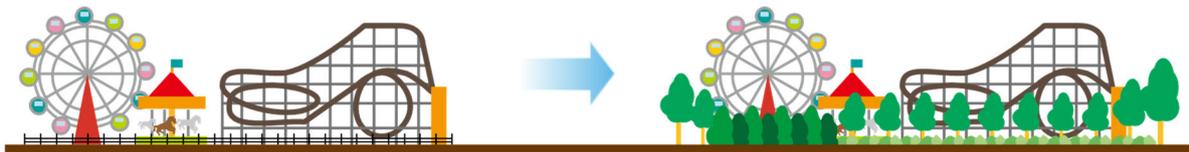
1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

(4) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築

景観形成基準

- ①敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- ②原則として、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。
- ③汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化を努めること。
- ④敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
- ⑤樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は当該樹木を修景に活かすよう考慮すること。ただし、これにより難しい場合は移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
- ⑥敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。
- ⑦敷地面積が0.3ha以上であるもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く）にあつては、原則として、その敷地の20%以上の敷地を緑化すること。
- ⑧敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。
- ⑨植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
- ⑩大規模建築物等に該当する当該工作物については、(1)⑩による。

- 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行う。
- ・特異な形態をした工作物は周囲の景観に馴染みにくいため、施設の規模を考慮した植栽を配してその存在感を和らげましょう。



II その他工作物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

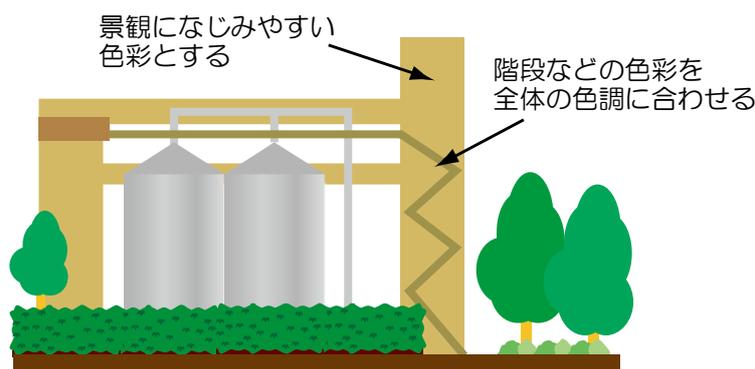
(5) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設および石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築

景観形成基準

- ①道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- ②原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。
- ③汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできた空地には、特に緑化に努めること。
- ④敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
- ⑤樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に活かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植し、移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
- ⑥敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。
- ⑦できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。
- ⑧けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。
- ⑨敷地の面積が0.3ha以上であるもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く）にあつては、原則として、その敷地の面積の20%以上の敷地を緑化すること。
- ⑩常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図ること。
- ⑪植栽に当たっては、自然植生を配慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
- ⑫大規模建築物等に該当する当該工作物については、(1)⑩による。

○ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。

- ・ 上記のような施設は周辺の環境に馴染みにくいため、外壁や構造等の色彩や形態を考慮しましょう。

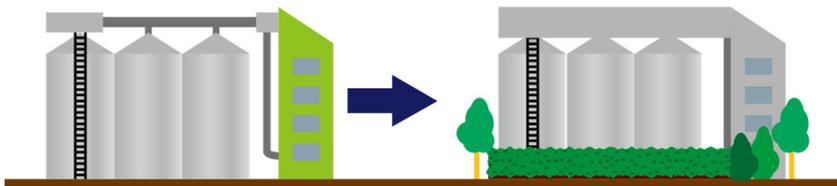


II その他工作物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

○ 常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図る。

- 工作物の周囲に常緑種の中高木を中心とした植栽を施設の規模に応じて配し、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。
- 常緑の樹木で修景することにより、季節を問わず工作物の遮へい効果を生み出すことができます。



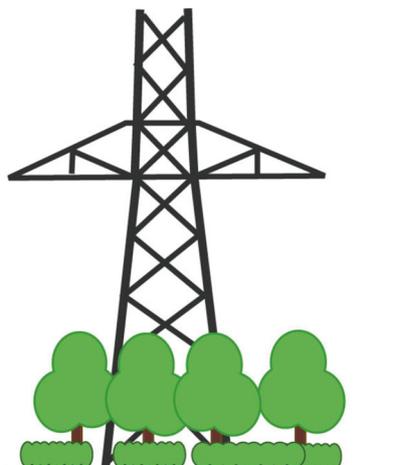
(6) 電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路（その支持物を含む）の新設、増築または改築

景観形成基準

- ①鉄塔は、原則として、特別地区内または湖岸もしくは湖岸道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、整理統合を図ること。
- ②電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、目立たないように配置すること。
- ③電柱は、原則として、湖岸沿いおよび樹林の生育域内には配置しないこと。
- ④形態の簡素化を図ること。
- ⑤色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。
- ⑥鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。
- ⑦大規模建築物等に該当する当該工作物については、(1)⑩による。

○ 鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図る。

- 鉄塔はその特徴的な形態が周辺の景観に大きな影響を与えやすいので、その基部の周囲に植栽を配す等して、周辺景観と調和するように配慮しましょう。



II その他工作物等に係る基準

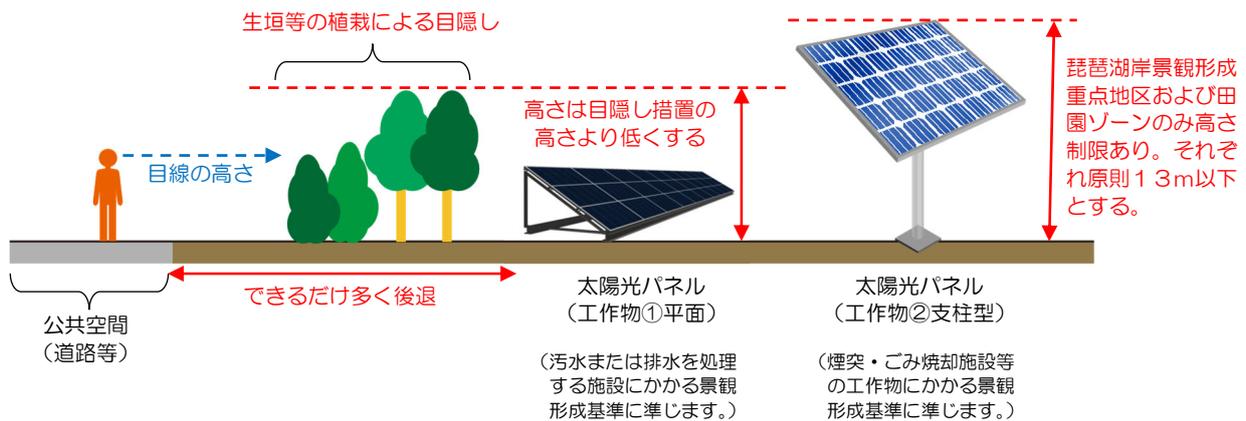
1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

(7) 地上に設置する太陽光発電設備（集熱利用のものを含む）の新設、増築または改築

景観形成基準

- ①平面型の太陽光発電設備を設置する場合は、生垣等の植栽による目隠し措置を講じること。
- ②太陽光発電設備のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。 (パネルの色に対してはマンセル表色系の基準は適用しない)
- ③太陽光発電設備の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
- ④平面型の太陽光発電設備の最上部は、目隠し措置の高さより低くすること。
- ⑤平面型の太陽光発電設備については、①から④の基準のほか、(3)の工作物の基準に準じること。
- ⑥支柱型の太陽光発電設備については、①、③および④の基準のほか、(1)の工作物の基準に準じること。

■位置・規模のイメージ



II その他工作物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

(8) 建築物等の移転

景観形成基準

①それぞれ該当する建築物等の敷地内における位置および敷地の緑地措置の基準によること。

→P13～「I 建築物等に係る基準」の「1. 琵琶湖岸景観形成重点地区」の「(1) 位置」や「(6) 敷地の緑化措置」の基準を参照してください。

(9) 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替

景観形成基準

①それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準によること。

→P13～「I 建築物等に係る基準」の「1. 琵琶湖岸景観形成重点地区」の「(3) 形態」や「(4) 意匠」、「(5) 素材」の基準を参照してください。

(10) 建築物等の外観の色彩の変更

景観形成基準

①それぞれ該当する建築物等の色彩の基準によること。

→P103～「I 建築物等に係る基準」の「●色彩」の「琵琶湖岸景観形成重点地区」の基準を参照してください。

(11) 木竹の伐採

景観形成基準

①伐採はできるだけ小規模にとどめること。

②湖岸または湖岸道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せず、その周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

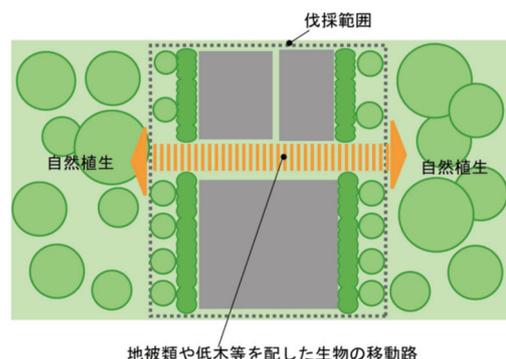
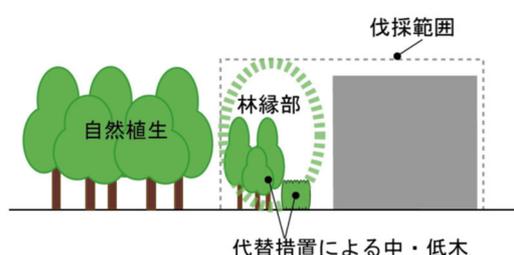
③高さ10m以上または枝張り10m以上のものは、できるだけ伐採しないこと。

④一団となって生育する樹林は、景観および生態的な連続性を途切れさせないように考慮すること。

⑤伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部の低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講ずること。

○伐採を行う場合は、林縁部の低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講ずる。

- ・木竹の伐採は景観に与える影響だけでなく、生物の生息環境に与える影響も大きくなる場合があるため、できるだけ小規模な伐採にしたり、代替措置をとることで自然環境や景観への影響を最小限にしましょう。



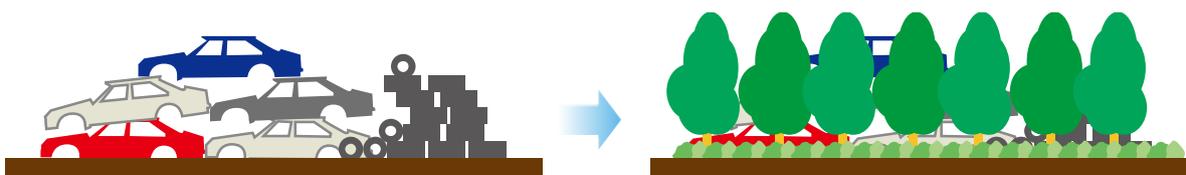
II その他工作物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

(12) 屋外における物件の堆積

景観形成基準

- ①敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、既存樹林をできるだけ残すこと。
 - ②原則として、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。
 - ③遮へい措置を要するものにあつては、その集積または貯蔵の高さは、当該遮へい措置に見合った高さまでとすること。
 - ④事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講ずること。特に湖または湖岸道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい装置を講ずること。
 - ⑤農林水産品置場、商品の展示場、ヨット・ボートヤード等にあつては物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のため植栽すること。
 - ⑥敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。
 - ⑦樹姿また樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に活かすよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
 - ⑧敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。
 - ⑨植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
- 事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講ずる。特に湖または湖岸道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい装置を講ずる。
- ・ 周辺の景観に大きな影響を与えないよう、敷地の周囲に植栽や塀等を設け、遮へい措置を施しましょう。特に、該当施設が琵琶湖または湖岸道路に面して立地している場合は、常緑種の中高木を用いて遮へい措置をとりましょう。



道路から積み上げ場所を直接見ることができる。

植栽により、積み上げ場所を直接みることができないよう配慮された。

II その他工作物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

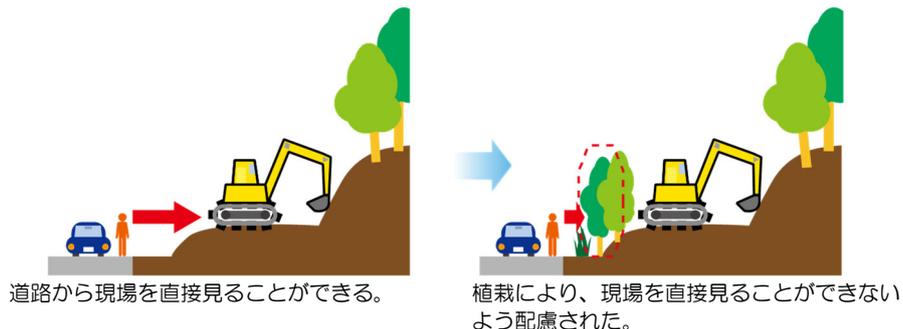
(13) 土石の採取または鉱物の掘採

景観形成基準

- ①湖岸および湖岸道路からできるだけ望見できないよう、常緑の中高木による遮へい措置を講じること。
- ②跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。

○ 常緑の中高木による遮へい措置を講じる。

- ・土石の採取や鉱物の掘採を行う現場は、湖岸道路からできるだけ見えないように、常緑種の中高木を配して遮へい措置をとりましょう。



○ 跡地の整正を行うとともに、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じる。

- ・作業を行った跡地は整地等の措置をとり、芝や樹木等の植栽等の緑化措置を行いましょう。

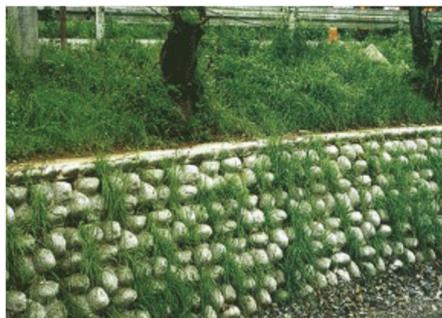
(14) 水面の埋立てまたは干拓

景観形成基準

- ①護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。
- ②埋立てまたは干拓後の土地（のり面を含む）にあつては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な措置を講じること。

○ 護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮する。

- ・河川や湖の護岸には、できるだけ石材等の自然素材を用い、それが難しい場合にはそれを模した素材を用いましょう。また、その形態は必要に応じ、水に触れやすい親水性のある形態となるようにしましょう。



石材を用い、生物の生息環境に配慮された護岸。

II その他工作物等に係る基準

1. 琵琶湖岸景観形成重点地区

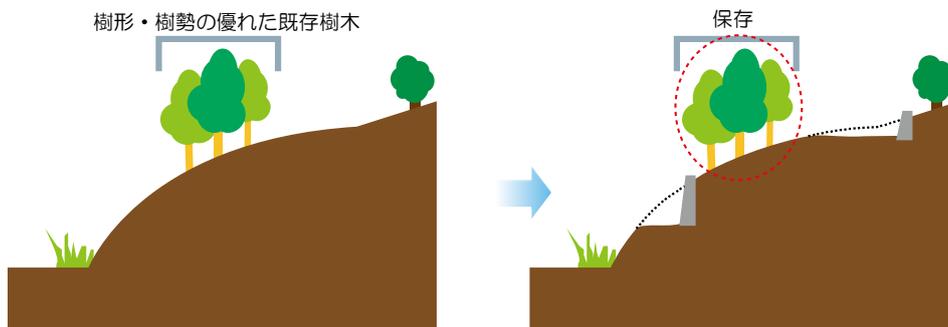
(15) 土地の開墾その他土地の形質の変更

景観形成基準

- ① 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林もしくはヨシ原等がある場合は、できるだけ保全すること。
- ② 造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整形は土羽によるものとする。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあつては、必要最小限のものとする。
- ③ のり面が生じる場合にあつては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等、必要な緑化措置を講じること。
- ④ 駐車場を設置する場合にあつては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。
- ⑤ 広場、運動場その他これらに類するもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く）を設置する場合であつて、当該施設に係る敷地の面積が0.3ha以上であるときは、敷地面積の20%以上の敷地を緑化し、湖岸または湖岸道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。

○ 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林もしくはヨシ原等がある場合は、できるだけ保全する。

- ・ 形質の変更を行う土地に樹姿・樹勢が優れた樹林やヨシ原等が生育している場合は、できるだけ伐採を避けて工事を行い、修景に用いる等、積極的な緑の活用を図りましょう。



○ のり面が生じる場合にあつては、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じる。

- ・ 工事を行う上でのり面が生じる場合は、周辺の景観と環境に配慮し、芝や樹木による植栽を配し、緑化に努めましょう。

